

## 専攻主任 ご挨拶

心理臨床専攻 専攻主任 早川 すみ江



現代は、生成 AI や情報通信技術の飛躍的な発展によって、ワンクリックで欲しいものが手に入り、AIに相談すれば最適解と思われる助言をしてくれる時代です。その一方で、人間本来の「対面によるつながりの質」は変容し、孤独や孤立、あるいは実存的な空虚感といった問題が深刻な社会問題となっています。

こうしたデジタル化が加速する時代において、「こころの専門家」が提供しうる独自の価値とは何でしょうか。生身のセラピストとクライアントが出会うと、そこに情緒が生じ、こころが動きます。心理臨床の真髄は、セラピストが自らのこころを使ってクライアントと向き合い、その「こころの触れ合い」を通じて変容を支えることにあるのではないのでしょうか。そしてこの相互作用を安心・安全に遂行するためには、単なる知識の習得を超えた高度な技術と、自己の内面を見つめ続ける弛まぬ訓練が不可欠です。

本専攻では、確かな理論に裏うちされた知性と、他者の痛みを分かち合えるしなやかな感性を兼ね備え、自らのこころを臨床の道具として使いこなせる専門家の育成を目指しています。

## 専攻の概要

【課程名称】 社会福祉学研究科 心理臨床専攻 修士課程

【修業年限】 2年

【授与学位】 修士(心理臨床) Master of Clinical Psychology

【入学定員】 10名



## 修了要件

社会福祉学研究科心理臨床専攻修士課程を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について、41単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、研究科委員会において適当と認めたときには、特定の課題の研究成果をもって修士論文の審査に代えることができる。

前項による所定の授業科目は次の各号により修得する。

- (1) 臨床心理基礎必修科目〔臨床心理学の基礎理論と基礎技法を学ぶ科目群〕より11科目25単位。
- (2) 臨床心理選択必修科目を構成する5科目群〔臨床心理学研究法と統計的手法を学ぶ科目群、人格発達を学ぶ科目群、心理臨床と社会の関わりを学ぶ科目群、心の病理と生涯発達を学ぶ科目群、心理療法と地域的援助を学ぶ科目群〕より各群1科目以上10単位以上。
- (3) 研究指導科目〔修士論文執筆を中心に心理臨床の研究指導を行う科目群〕2科目6単位。

## 資格取得

### 臨床心理士資格試験受験資格

「臨床心理士」とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”です。  
心理臨床専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会より第1種指定大学院の認定を受けているため、本専攻を修了することによって臨床心理士資格試験受験資格を取得することができます。

\* 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会ホームページより抜粋 <http://fjcbcp.or.jp/rinshou/about-2/>

### 公認心理師資格試験受験資格

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け公認心理師の名称を用いて保健医療、福祉、教育その他の分野において心理学に関する専門的知識及び技術をもって次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

[厚生労働省ホームページより抜粋 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>)]

受験資格 (「公認心理師法」第7条第1項より一部抜粋)

①学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて※1卒業し、②かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの※2を修めてその課程を修了した者

※1 大学院入学前の学部での単位修得状況は、出身大学に確認してください。

※2 本専攻では、「公認心理師法」における、学校教育法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を開講しています。なお、大学における公認心理師となるために必要な科目の修得状況によっては、大学院において公認心理師になるために必要な科目の履修に制限を設ける場合があります。

「公認心理師」の受験資格を取得するためには、「公認心理師法」第7条第1項に定めたとおり、次の①②の要件を満たす必要があります。公認心理師法第7条1項で定める受験資格以外の資格については、公認心理師法をご確認ください。

①の要件を満たさない者が、②の要件を満たしても「公認心理師」の受験資格は取得できません。